## 沖縄県立芸術大学学位規程

(平成5年9月16日教授会決定)

改正 平成7年6月15日 平成8年3月18日 平成11年3月18日 平成19年3月15日 平成24年12月20日

(趣旨)

第1条 この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)第13条第1項並びに沖縄県立芸術大学学則第54条及び沖縄県立芸術大学大学院学則第29条第3項の規定に基づき、沖縄県立芸術大学(以下「本学」という。)が授与する学位に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士(芸術)、修士(芸術)及び博士(芸術学) とする。

(学士の学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第4条 修士の学位は、本学大学院修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第4条の2 博士の学位は、本学大学院博士課程を修了した者に授与する。 (論文等提出による博士)

- 第4条の3 前条に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文等(博士論文、研究作品又は研究演奏をいう。以下同じ。)の審査及び最終試験(以下「試験」という。)に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。(修士論文等、博士論文等の提出)
- 第5条 博士論文等、修士論文又は修士作品・修士演奏(以下「学位論文等」という。) は、研究科長に提出する。
- 2 本学大学院博士課程の学生の博士論文等は、論文等目録、論文等要旨及び履歴書を添 えて研究科長に提出する。
- 3 学位論文等の提出の時期及び試験の期日、方法については、別に定める。 (学位授与の申請)
- 第5条の2 第4条の3の規定による学位授与の申請をしようとする者は、学位申請書に博士論文等、論文等目録、論文等要旨及び履歴書並びに所定の審査料を添え、研究科長を経て学長に申請する。

(学位論文等の審査)

第6条 研究科長並びに学長は、第5条及び第5条の2の規定による学位論文等を受理し

たときは、研究科委員会にその審査を付託しなければならない。

- 2 研究科委員会は、学位論文等の審査を付託されたときは、学位論文等毎に3人以上の 審査委員で構成する審査委員会を設置し、その審査を委嘱しなければならない。
- 3 審査委員会は、学位論文等の審査のほか試験、又は学力の確認を行う。
- 4 試験は、学位論文等の審査修了後、学位論文等を中心として、その関連する分野について口述又は筆記若しくは演奏によって行う。

(学力の確認の方法)

- 第6条の2 研究科委員会は、博士論文等審査及び試験終了後に学力の確認を行う。
- 2 学力の確認の方法は、博士論文等に関連する分野の科目及び外国語について、口述又 は筆記により行う。

(審査等の報告)

第7条 審査委員会は、学位論文等の審査及び試験又は学力の確認を終了したときは、その審査の結果及び試験又は学力の確認の成績を文書で研究科委員会に報告しなければならない。

(研究科委員会の議決)

- 第8条 研究科委員会は、審査委員会の報告に基づいて審議し、学位授与の可否を議決する。
- 2 前項の議決は、出席委員の3分の2以上の賛成がなければならない。 (学長への報告)
- 第9条 研究科長は、研究科委員会が前条第1項の議決をしたときは、学位論文等の審査 要旨、試験又は学力の確認の成績を添えて議決の結果とともに、文書で学長に報告しな ければならない。

(学位の授与)

- 第10条 学長は、第3条に規定する者に対しては、所定の学位記を交付して学位を授与する。
- 2 学長は、前条の報告に基づき、学位授与の可否を決定し、学位を授与すべき者には、 所定の学位記を交付して学位を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。 (博士の学位授与の報告)
- 第10条の2 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、学位授与報告書を文部大臣に提出する。

(博士論文等の要旨の公表)

第10条の3 学長は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3月以内に、その博士論文等の内容の要旨及びその審査結果の要旨を公表する。

(博士論文等の公表)

- 第10条の4 博士の学位を授与された者は、その学位を授与された日から1年以内に、その博士論文等を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に公表したときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を得て、博士論文等の内容を要約したものを公表することができる。 この場合、本学は、その論文等を求めに応じて閲覧に供する。

(学位の名称)

第11条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「沖縄県立芸術大学」と付記しなければならない。

(学位授与の取消)

- 第12条 学位を授与された者が、その名誉を汚す行為があったとき、又は不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は、学士にあっては当該教授会、修士及び博士にあっては研究科委員会の議を経て、学位の授与を取消し、学位記を返付させ、かつその旨を公表する。
- 2 当該教授会又は研究科委員会において前項の議決をする場合は、第8条第2項の規定 を準用する。

(学位記の様式)

第13条 学位記の様式は、別記様式のとおりとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、学位に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成5年9月16日から施行する。

附則

この規程は、平成7年6月15日から施行する。

附 則 (平成8年3月18日評議会)

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

**附** 則 (平成 11 年 3 月 18 日評議会)

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

**附** 則(平成19年3月15日評議会)

この規程は、平成19年3月15日から施行する。

附 則 (平成24年12月20日評議会)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 第1号様式 (第3条の規定による学士の学位記)

第号	沖縄県立芸術大学長 氏名 印	沖縄県立芸術大学〇〇学部長 氏名 印	年 月 日	を認め学士(芸術)の学位を授与する	定の課程を修めて本学を卒業したこと	本学○○○学部○○学科○○専攻所	年 月 日生	氏 名	本籍(都道府県名)		卒業証書・学位記	
----	----------------	--------------------	-------	-------------------	-------------------	------------------	--------	-----	-----------	--	----------	--

〔沖芸大三〕

第2号様式(第4条の規定による修士の学位記)

修第号	沖縄県立芸術大学長 氏 名 印	年 月 日	術)の学位を授与する	攻の修士課程を修了したので修士(芸	本学大学院〇〇芸術研究科〇〇〇〇専	年 月 日生	氏 名	本籍(都道府県名)		学位記	
-----	-----------------	-------	------------	-------------------	-------------------	--------	-----	-----------	--	-----	--

〔沖芸大三〕

第3号様式 (第4条の2の規定による博士の学位記)

博第 号 沖縄県立芸術大学長 氏 名 印	(芸術学)の学位を授与する 年 月 日生 年 月 日生	大 名本籍(都道府県名)学 位 記	
----------------------	-----------------------------	-------------------	--

〔沖芸大三〕

## 第4号様式(第4条の3の規定による博士の学位記)

学位を授与する 論文博士第 び 本学に学位論文を提 試 年 沖縄県立芸術大学長 験に合格したので博士 月 日 号 学 本籍(都道府県名) 氏 位 年 名 出 記 L 月 所 氏 (芸術学) 定 日  $\mathcal{O}$ 名 生 審 印 查及 0)

[沖芸大三]